

実務者のための

知財羅針盤

Chizai Rashimban

本稿は、知財にまつわるトピックや法制度など、知財の実務に係る情報を、プロシード国際特許商標事務所の鈴木康介弁理士が分かりやすく解説していきます。

TPPが知財に与える影響

2010年11月9日、日本国政府は世界中の主要国と高いレベルの経済連携を進める旨の「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。

【コメント】

今回は、環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans-Pacific Partnership）協定が知財に与える影響について考察してみたいと思います。

なお、TPPの条文案は、参加国でのみ共有されています。このため、参加するまでは正確な情報を掴むことができないことから、本稿では、経済産業省、外務省等関係省庁の資料をもとに作成しています。

1. 背景

2006年、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリの4カ国によって、貿易自由化を目的とした経済的枠組みである「環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)」(P4協定)が締結されました。同協定の物品貿易は、原則として全品目について即時または段階的に関税を撤廃することが求められています。

2010年3月、P4協定に米国、オー

ストラリア、ペルー、ベトナムを加えた環太平洋パートナーシップ協定の協議が開始され、同年10月からはマレーシアも同協議に参加。知的財産を含む24の作業部会が立ち上げられ、現在も協議が継続しています。

2. 実務上の指針

● 知的財産の交渉内容

知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取り締まり等についての交渉が続けられています。

● 交渉の現状

主にWTO・TRIPs協定の内容をどの程度上回る保護水準、保護範囲とするかについて議論が行われています。

米国、オーストラリア、シンガポール、チリ、ペルーのように高いレベルの保護水準を有する自由貿易協定(FTA)を既に締結している国がある一方、そうした経験のない国もあり、個別項目についての意見は収斂^{しゅうれん}していない模様です。

● 既存の協定の内容

(i) P4協定

P4協定の知的財産章は簡素なもので、TRIPs協定の知的財産保護の水準を上回る規定は少ないといえます。

(ii) P4協定以外のTPP協定交渉参加国間のFTA

- ① 米国の2国間FTA（米国—オーストラリア、米国—シンガポール、米国—チリ、米国—ペルー）とオーストラリア—チリFTA

これらのFTAの知的財産章には、特許、商標、地理的表示、医薬品関連、権利執行（主に模倣品・海賊版対策に関するもので、具体的には、国境措置、民事救済、刑事手続き、デジタル環境下での執行）等の分野において、TRIPs協定の知的財産保護の水準を上回る多くの規定が設けられている例があります。

- ② オーストラリア—ニュージーランド—ASEANのFTA

これらのFTAの知的財産章には、TRIPs協定の知的財産保護の水準を上回る規定は多くないようです。

- ③ その他

シンガポール—ペルー FTA、ペルー—チリFTAには知的財産章が設けられていないようです。

(iii) 日本の経済連携協定（EPA）

日本のEPAの知的財産章には、基本的にTRIPs協定をベースとしながら、手続きの簡素化、透明性、特許、商標、不正競争、植物新品種に係る育

成者、権利執行（国境措置、民事救済、刑事手続き等）などといった条項が含まれています。

このうち、特許、商標、意匠、権利執行等の面では、TRIPs協定の知的財産保護の水準を上回る多くの規定を置いています。

ただし、ブルネイ、メキシコ、ASEANとのEPAにおいては知的財産章を設けていません。

(iv) ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定（仮称））

2008年以降、わが国は米国と共にACTA交渉を主導し（オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールといった他のTPP協定交渉参加国も参加）、妥結に導きました。

ACTAには、権利執行（国境措置、民事救済、刑事手続き、デジタル環境下での執行）の面で、TRIPs協定の知

的財産保護の水準を上回る多くの規定が設けられています。

● TPP協定交渉参加時の考慮点

日本国政府は、TPP協定交渉参加を検討する際に考慮すべき点として、以下の内容を挙げています。

(i) ACTAと同水準の規定を設ける

これは、日本とのEPAで知的財産章がないブルネイや模倣品・海賊版対策において、ACTAの関連規定と比較して水準が低いマレーシアやベトナムの模倣品・海賊版対策を強化・改善することによって、日本企業が有する知的財産の保護を促進することが目的とされています^{※1}。

なお、特許庁の調べでは、マレーシアやベトナムの模倣品の販売消費国・地域の被害率は、それぞれ6.9%、5.9%となっています^{※2}。

(ii) 知的財産権の対価の回収に対する外国政府の制限の禁止

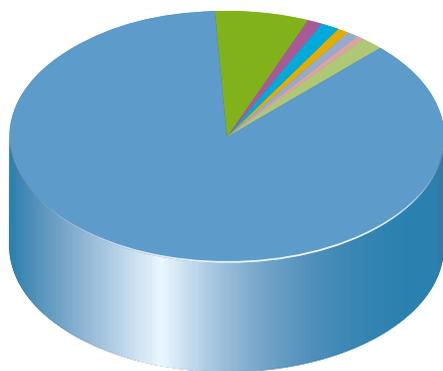
途上国において技術ライセンスの対価（ロイヤルティー料を外国企業に支払う場合の料率）を制限したり、海外送金額、契約期間に上限を設ける例があり、日本企業が海外で得た利益を国内に還元する障壁となっています。

事業者同士のライセンス契約に政府が介入すること（ロイヤルティー料率規制等）の禁止や技術開示に関するルールの整備等につき、TPP協定に何らかの規定が盛り込まれることになれば、日本企業が海外において技術を守り、技術で稼ぐ環境を整えるうえで有益となるでしょう。

● 慎重な検討を要する可能性のある主な点と想定される影響

TPP協定交渉参加国間のFTAには、

【TPP参加国の名目GDP（2010年）】



■ 米国	14,526,500
■ ブルネイ	12,300
■ オーストラリア	1,130,902
■ シンガポール	222,701
■ チリ	203,443
■ ニュージーランド	144,531
■ ペルー	153,919
■ ベトナム	97,180
■ マレーシア	237,797

※単位：100万ドル
 ※オーストラリアは2009年のデータ
 ※日本貿易振興機構（JETRO）のデータより

解説と補足

※1) 「2009年度特許庁模倣品被害調査報告書」によれば、2009年、わが国企業が全世界において被った模倣品被害の1社あたり平均は1.9億円に上る（わが国の通商戦略に関する提言 別添 経団連より）

※2) 2010年模倣被害調査報告書より

日本の法制度とは整合的でない、以下のような規定も存在しています。

(i) 特許：発明の公表から特許出願までに認められる猶予期間を12カ月にする

いわゆるグレースピリオドの延長については、「産業構造審議会 知的財産政策部会」で調査研究が行われていません（「特許制度に関する法制的な課題について（平成23年2月）」）。

米国やカナダ等では12カ月が認められていますが、欧州等には6カ月の国が数多くあります。仮に延長された場合、米国等からの日本出願が増える可能性がある一方、他地域の制度を知らない日本企業が欧州等へ出願できなくなる可能性があります。

さらに、学会での発表等により公表された発明を使用可能か否かについての第三者の監視負担が6カ月分、増大してしまいます。

また、発明者の公表から出願までの期間、第三者による独立した出願や公表がされることにより、発明者が特許を受けることができないというリスクが高まります。例えば、学会で発明を公表後、第三者がその内容を参考に新たな出願をする可能性があります。

制度に明るくない発明者がこの事実を理解せずに発明を公表し、特許取得の機会を失ってしまうケースが起きないよう、制度の周知を十分に行う必要があるでしょう。

(ii) 商標：視覚によって認識できない標章（例えば音）を商標登録できるようにする

これらの新しい商標登録については、「産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会」でも調査研究が行われています（「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ報告書（平成21年10月）」）。

例えば、タイプ別のニーズでは、「音の商標」63%、「位置商標」60%、「ホログラム商標」58%、「動く商標」55%、「色彩のみの商標」42%、「香りの商標」25%、「味・触覚の商標」20%の企業が保護を求めています。

新商標全般について、権利保護、事業の安定的実施などの観点から、権利化による保護に対して肯定的な意見が示されています。その一方、新商標制度の導入による新たな権利取得の負担、監視負担、他人が権利化することへの懸念も示されています。

仮に、一番ニーズの高い音の商標が導入された場合、著作権との兼ね合いや、先行調査をどのように行うかについて検討する必要が生じてきます。

また、音の商標が導入された場合、商標を記録した電子ファイルを提出するなど、商標特定のための方法等について議論されています。

(iii) 著作権：日本の制度よりも長い期間、著作権を保護する
著作権の延長について、「文化審議

会 著作権分会」でも調査研究が行われています（文化審議会著作権分会報告書）。

日本国内で仮に、米国並みに70年まで延長されるとなると、特許権の存続期間の20年に比類する保護期間が延長されることとなります。

既存のコンテンツ・ホルダー側には有利な改正となりますが、一方、著作権は登録が不要の権利であるため、例えば、著作者の死後70年を経過した後に誰が権利者なのかについて調べることは困難であり、権利関係の処理が困難であるが故に、優れた作品が利用されなくなり、文化の発展を阻害するというおそれも秘めています。

(iv) 刑事手続き：著作権侵害につき、職権で刑事手続きをとることを可能にする

「文化審議会 著作権分会」の「法制問題小委員会 平成19年度・中間まとめ」によれば、著作権等侵害行為の多様性や人格的利益との関係を踏まえると、一律に非親告罪化してしまうことは不相当であるとされています。

また、日本では、権利制限の規定が限定列挙となっています。このため、宣伝等のため、著作権者が認容している場合であっても、当局の意向によって著作権侵害として扱われてしまうおそれがあります。

さらに、創作活動が萎縮してしまう可能性も指摘されています。

(v) 地理的表示：商標制度を用いた出願・登録型による地理的表示を保護する

現在日本では、その商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、識別力がない限り登録されない制度になっています。

仮に、産地のみからなる商標の登録をすべて認めないとすると、使用によって識別力のある商標を登録できなくなる可能性があります。

仮に、この制度が導入された場合、現在発生している既存の商標権者の権利をどのように考えるかが大きな問題になるでしょう。

(vi) 遺伝資源、伝統的知識および民間伝承（フォークロア）を保護する

P4協定およびオーストラリアーニュージーランドーASEANのFTAには、遺伝資源、伝統的知識および民間伝承に保護を与えることを可能とする旨の条項が含まれています。

しかし、これらについてはそもそも定義等の基本的な事項をめぐって多数国間の場合で南北対立が続いており、このような事項がTPP協定に盛り込まれる可能性は低いと考えられます。

● TPPに関する私見

現在のところ、TPPはオブザーバー参加が認められていません。また、交渉による条文案は参加国以外には公開

されていません。つまり、正確な情報を掴むことが非常に困難であり、実務にどのような影響をもたらすのか、正確には分かりません。現状において、知的財産分野におけるTPP参加のメリット、デメリットは、あくまで推測するしかないのです。

知財分野におけるTPP参加の目的は、「ACTAと同水準の規定を設ける」「知的財産権の対価の回収に対する外国政府の制限の禁止」の2つを挙げていますが、「ACTAと同水準の規定」に関しては、ACTAの加盟国を増やすほうが素直ではないでしょうか。

また、中国は、日本企業の模倣被害額がトップで、技術輸出入管理条例や海外送金の難しさなど、ライセンスによる資金回収が困難です。中国は、TPP参加に前向きではありません。

知財分野におけるTPPの交渉とは、国際ルールの標準化争いの一種です。参加国は自国に有利なルールを作るべく交渉してきます。

前出の「名目GTP」の統計によれば、TPP参加国の約8割を米国が占めていることもあり、知財制度においても、各国の制度を米国に合わせるように主張してくる可能性が高いでしょう。

しかし、知財制度でみた場合、明らかに米国は特異であるといわざるを得ません。例えば商標の場合、米国は使用することで権利が発生し、使用していないと登録が認められない使用主義を採用していますが、日本を含む多くの国では、監督官庁に登録することで商標権が発生する登録主義を採用しています。また、指定商品や指定役務に関しても、米国は独自の運用を行っています。

日本がTPPの交渉に参加するなら、米国も登録主義に移行するように促すなど、関係各国の企業にとってなじみのある制度を広めるように堂々と主張すべきだと思います。

TPPについて、読者の皆さんはどのようにお考えでしょうか？



鈴木 康介（弁理士）

プロシード国際特許商標事務所
日本弁理士会価値評価推進センター
副センター長
日本弁理士会関東支部幹事

〒173-6045
東京都豊島区東池袋3-1-1
サンシャイン60 45階
TEL：03-5979-2168
kosuke.suzuki@japanipssystem.com
http://twitter.com/japanipssystem
www.facebook.com/ChinaTrademark